

紹介受診重点医療機関の決定について

(令和 7 年度外来機能報告分)

1 概要

令和 4 (2022) 年度より、外来機能の明確化・連携に向けて、「外来機能報告」が実施されており、現在、西三河南部東構想区域では 2 医療機関を紹介受診重点医療機関として公表している。

令和 7 年度外来機能報告における西三河南部東構想区域内の医療機関からの報告内容は以下のとおりである。

<重点外来基準及び意向の状況（令和 7 年度外来機能報告）>

		紹介受診重点医療機関の意向	
		あり	なし
重点外来	満たす	2 施設 (A)	2 施設 (C)
基準	満たさない	0 施設 (B)	0 施設 (D)

<紹介受診重点医療機関の決定方針>（事務局案）

- (A)：特別な事情が無い限り、紹介受診重点医療機関とする。
- (B)：委員会の合意を得られた施設を紹介受診重点医療機関とし、そうでない場合は継続審議とする。
- (C)：紹介受診重点医療機関としない。
(ただし、委員から求めがあった医療機関については継続審議とする。)
- (D)：紹介受診重点医療機関としない。

※ 外来機能報告は毎年度実施することとされており、紹介受診重点医療機関に関する協議も毎年度実施する。

なお、今回の協議で紹介受診重点医療機関とすることにつき、合意を得られた医療機関については、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日付けで公表する予定である。

※ 既に紹介受診重点医療機関として公表している医療機関が紹介受診重点医療機関とならない場合においても、協議の場での協議が必要となる。
ただし、協議が続く間は、その協議までの協議結果が継続される。

2 紹介受診重点医療機関の決定について

「重点外来基準を満たし、紹介受診重点医療機関となる意向がある医療機関」である岡崎市民病院及び藤田医科大学岡崎医療センターについて、継続して紹介受診重点医療機関とするか協議を行う。